

明治二十五年三月三十日可印

官報

昭和三十一年十一月二十九日

申し出があります。右申し出の通り決するに御異議ありませんか。

○石坂繁君　ただいま議題となりました在外公館の名称及び位置を定める法律の一部を改正する法律案につきまして、外務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

國第二十五回  
衆議院會議錄第八號

昭和二十一年十一月二十九日(未調日)

事日程 第五号

**第一 在外公館の名称及び位置を定める法律の一部を改正する法律案(内閣提出)**

第一 身体障害者福祉法等の一部を改正する法律案(第二十四回国会内閣提出)(參議院送付)

一部を改正する法律案(第二十  
回国会内閣提出)(參議院送  
付)

日程第二 性病予防法等の一部を  
改正する法律案(第二十五回國  
会内閣提出)(參議院送付)

日程第四 寄生虫病予防法の一部  
を改正する法律案(第二十五回  
国会本院提出)(參議院送付)

○議長（益谷秀次君） これより会議を開きます。

○議長（金谷秀次君） 日程第一、在外公館の名称及び位置を定める法律の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。外務委員会理事石坂繁君。

在外公館の名称及び位置を定める法律の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置を定めること

第三 悪病予防法等の一部を改正する法律案(第二十四回国会内閣提出)(参議院送付)

○議長（益谷秀次君）　御異議なしと認めます。よって、その通り決しました。

○議長（益谷秀次君）　次に、内閣から、海外移住審議会委員に參議院議員石黒由篤吉を任命するため、国会法第三十一条

る法律の一部を改正する法律  
在外公館の名称及び位置を定める  
法律(昭和二十七年法律第八十五号)  
の一部を次のように改正する。

本日の会議に付し大案作

中央建築士審議会委員任命につき  
国会法第三十九条但書の規定に  
より議決を求めるの件  
海外移住審議会委員任命につき国

大業なたし書きの別方面より、本局の審査を得たいとの申し出があります。右申し出の通り決するに御異議ありますせんか。

アフガニスタン  
ガブール  
アフガニスタン  
ガブール

在外財産問題審議会委員会に付  
き国会法第三十九条但書の規定  
により議決を求めるの件

○議長(益谷秀次君) 次に、内閣から、在外財産問題審議会委員に参議院議員小西英雄君及び同平島敏夫君を任命するため、国会法第三十九条ただし書きの規定により本院の議決を得たいとの

連邦との共同宣言の効力発生の日から施行する。

中央建築士審議会委員任命につき国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件 海外移住審議会委員任  
につき国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件 在外財産問題審議会委員任命につき国会法第三十  
一条但書の規定により議決を求めるの件 在外公館の名称及び位置を定める法律案



ハ政令ヲ以テ前項ノ割合ヲ引上げ  
ルコトヲ得

この法律は、公布の日から施行する。  
る。

【報告書は会議録追記に掲載】

〔佐々木秀世君登壇〕

○佐々木秀世君　ただいま議題となりました身体障害者福祉法等の一部を改正する法律案、性病予防法等の一部を改正する法律案及び寄生虫病予防法の一部を改正する法律案の三法案について、社会労働委員会における審議の経過並びに結果の大要を御報告申し上げます。

これら三法案は、前国会において政府並びに議員より提出せられ、衆議院において可決され、参議院に送付、総統審査となり、今回同院において前国会に送付せられたものであります。従つて、三法案の目的及び内容の詳細については省略いたしますが、政府提案による身体障害者福祉法等の一部を改正する法律案の要旨は、本年四月一日よりの医薬分業実施に伴い、薬局において薬剤を交付する場合が考え方のため、本法において、これら身体障害者等の医療給付を担当する機関として、厚生大臣または都道府県知事が薬局を指定し得ることにしたと等であり、同じく政府提案による性病予防法等の一部を改正する法律案の要旨は、現在性病診療所費に対する国庫負担率は補助金等の臨時特例等に關する法律によって引き下げられておりますが、この特例措置を廃止することも

に、保健所に併設された診療所についての国庫負担率を改め、性病予防行政の運営を円滑ならしめようとするものであります。また、議員提案による寄生虫病予防法の一部を改正する法律案の要旨は、日本住血吸虫病の病原虫の中間宿主である春貝の生息地帯に市町村が施設すべきコンクリート造の溝渠新設の基本計画及び実施計画を国において定めるとともに、その計画遂行のため必要な場合には、その費用に対する都道府県の支出割合及び国庫負担の割合を政令で引き上げることができるようにする等、日本住血吸虫病の被害の実情にかんがみ、予防措置の万全を期そうとするものであります。

以上三法案は、本月二十六日参議院より送付せられ、同日本委員会に付託、昨二十八日の委員会において、提案の説明及び質疑、討論を省略し、採決に入りましたところ、本三法案はいずれも全会一致参議院の送付案通り可決すべきものと議決した次第であります。

○議長(益谷秀次君)　三案を一括して採決いたしました。三案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

○議長(益谷秀次君)　御異議なしと認めます。よつて、三案は委員長報告の通り可決いたしました。

○議長(益谷秀次君)　本日はこれにて散会いたします。

午後一時五十六分散会

出席政府委員　外務政務次官　森下　國雄君　厚生政務次官　山下　春江君

厚生大臣官房　牛丸　義留君  
厚生省公衆衛生局長　山口　正義君

一、昨二十八日召集に応じた議員は次の通りである。

一、昨二十八日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員　山本　正一君　赤澤　正道君

法務委員　伊東　隆治君　風見　章君

外務委員　大森　玉木君

横錢　重吉君

小牧　次生君

佐々木良作君

八木　昇君

川俣　清晋君

波邊　惣藏君

岡本　隆一君

佐々木良作君

多賀谷眞慈君

八木　昇君

大森　玉木君

横錢　重吉君

阿部　五郎君

山田　長司君

山口シヅエ君

古屋　貞雄君

山本　正一君

吉夫君

片島　潜君

原　彪君

彪君

赤澤　正道君

法務委員

大森　玉木君

文教委員

伊東　隆治君

農林水産委員

井手　以誠君

井手　以誠君

岡　良一君

原　彪君

稻富　稟人君

山田　長司君

山田　豊君

久保田　豊君

小山　亮君

久保田　豊君

岡　良一君

稻富　稟人君

山田　長司君

昭和三十一年十一月二十九日

衆議院会議録第八号

議長の報告

## 四、調査の期間

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和三十一年十一月二十八日  
委員長 大矢 省三

衆議院議長益谷秀次殿

建設委員 渡邊 惣藏君 原 彰君

予算委員 川俣 清音君 風見 章君

決算委員 伊東 隆治君 池田 清志君

八百板 正君 山田 長司君

内田 常雄君 大橋 忠一君

北澤 直吉君 小坂 善太郎君

鈴木 善幸君 助川 良平君

中村 時雄君 高村 坂彦君

白瀬 仁吉君 松田 竹千代君

重政 誠之君 青木 四郎君

森 三樹二君 安藤 豊君

伊藤 郷一君 田子 一民君

鈴木周次郎君 田子 一民君

篠田 弘作君 伊藤 郷一君

一、去る二十七日議長において、次の通り特別委員の補欠を許可した。

内閣総理大臣

松田 竹千代君

高村 坂彦君

白瀬 仁吉君

伊藤 郷一君

森 三樹二君

伊藤 郷一君

鈴木周次郎君

田子 一民君

篠田 弘作君

伊藤 郷一君

一、去る二十八日議長において、次の通り特別委員の辞任を許可した。

内閣総理大臣

伊藤 郷一君

鈴木周次郎君

田子 一民君

篠田 弘作君

伊藤 郷一君

日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との共同宣言の批准について承認を求めるの件

貿易の発展及び最惠国待遇の相互許与に関する日本国とソヴィエト社会

主義共和国連邦との間の議定書の批准について承認を求めるの件

海上において遭難した人の救助のための協力に関する日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の協定

は次の通りである。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(石橋政輔君提出)

昭和三十一年の年末の賞与等に対する外九名提出

昭和三十一年の年始の賞与等に対する所得税の臨時特例に関する法律案(石村英雄君外十二名提出)

昭和三十一年十一月二十八日

助川 良平君

小坂 善太郎君

北澤 直吉君

鈴木 善幸君

中村 時雄君

高村 坂彦君

白瀬 仁吉君

伊藤 郷一君

森 三樹二君

伊藤 郷一君

鈴木周次郎君

田子 一民君

篠田 弘作君

伊藤 郷一君

一、去る二十八日議長において、次の通り特別委員の辞任を許可した。

内閣総理大臣

伊藤 郷一君

鈴木周次郎君

田子 一民君

篠田 弘作君

伊藤 郷一君

一、去る二十八日議長において、次の通り特別委員の辞任を許可した。

内閣総理大臣

伊藤 郷一君

鈴木周次郎君

田子 一民君

篠田 弘作君

伊藤 郷一君

日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との共同宣言の批准について承認を求めるの件

貿易の発展及び最惠国待遇の相互許与に関する日本国とソヴィエト社会

## 国政調査承認要求書

三、自衛隊に関する事項

四、公務員の制度及び給与に関する事項

二、恩給及び法制一般に関する事項

一、國の行政の改善に資するため

二、公務員の制度及び給与の適正を図るため

三、調査の方法

四、調査の期間

五、調査の目的

六、調査の期間

七、調査の方法

八、調査の目的

九、調査の期間

十、調査の方法

十一、調査の目的

十二、調査の期間

十三、調査の方法

十四、調査の目的

十五、調査の期間

十六、調査の方法

十七、調査の目的

十八、調査の期間

十九、調査の方法

二十、調査の目的

二十一、調査の期間

二十二、調査の方法

二十三、調査の目的

二十四、調査の期間

二十五、調査の方法

二十六、調査の目的

二十七、調査の期間

二十八、調査の方法

二十九、調査の目的

三十、調査の期間

三十一、調査の方法

三十二、調査の目的

三十三、調査の期間

三十四、調査の方法

三十五、調査の目的

三十六、調査の期間

定価 一部十五円  
(但し良質紙は二十円)  
発行所 東京都新宿区市谷本町一五  
大藏省印刷局